

新規高度人件費割合等の計算に関する明細書

		事業年度	・	・	法人名		
試験研究費の額	1					5	
							円
同上のうち新規高度研究業務従事者に対する人件費の額(工業化研究に該当する試験研究に係る人件費の額を除く。)	2				(4)のうち措令第27条の4第25項第1号又は第2号に定める試験研究費の額に該当する金額	6	
(1)のうち役員又は使用人に対する人件費の額	3				新規高度研究業務従事者に対する特別試験研究費の額		
新規高度人件費割合	4				(2) - (6) ((5) < 1.03の場合又は(11) = 0の場合は0)	7	
前事業年度の新規高度人件費割合の明細							
前事業年度	8				(9)のうち役員又は使用人に対する人件費の額	11	円
試験研究費の額	9						
同上のうち新規高度研究業務従事者に対する人件費の額(工業化研究に該当する試験研究に係る人件費の額を除く。)	10				前事業年度の新規高度人件費割合	12	
					(10) (11)		

別表六十二付表一 令六・四・一以後終了事業年度分